

# 古賀市屋外広告物ガイドライン

令和元年9月

古賀市

## 1. はじめに

古賀市では、古賀らしい良好な景観形成をさらに推進していくため、平成31年3月に古賀市景観計画を策定しました。

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど私たちの身近なところで日常的に目にするものであり、まちの景観を構成する重要な要素といえます。まちのにぎわいの創出にも寄与する一方で、その規模や色彩に統一感がない広告物が無秩序に設置されれば、まちの良好な景観を阻害することになります。

このため、屋外広告物の表示について適切に誘導することにより、良好な景観形成に向けて取り組むこととします。

この手引きでは、古賀市の景観を守るため、地域ごとの規制の概要と、様々な形態の屋外広告物の基準について解説しています。

## 2. 屋外広告物と許可申請

### (1) 屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、独立広告、屋上広告、壁面広告、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告幕、アドバルーン、電柱、街灯その他これらに類するものを利用するもの、自動車の外面を利用する広告物を指します。

営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します（公有地、民有地を問いません）。

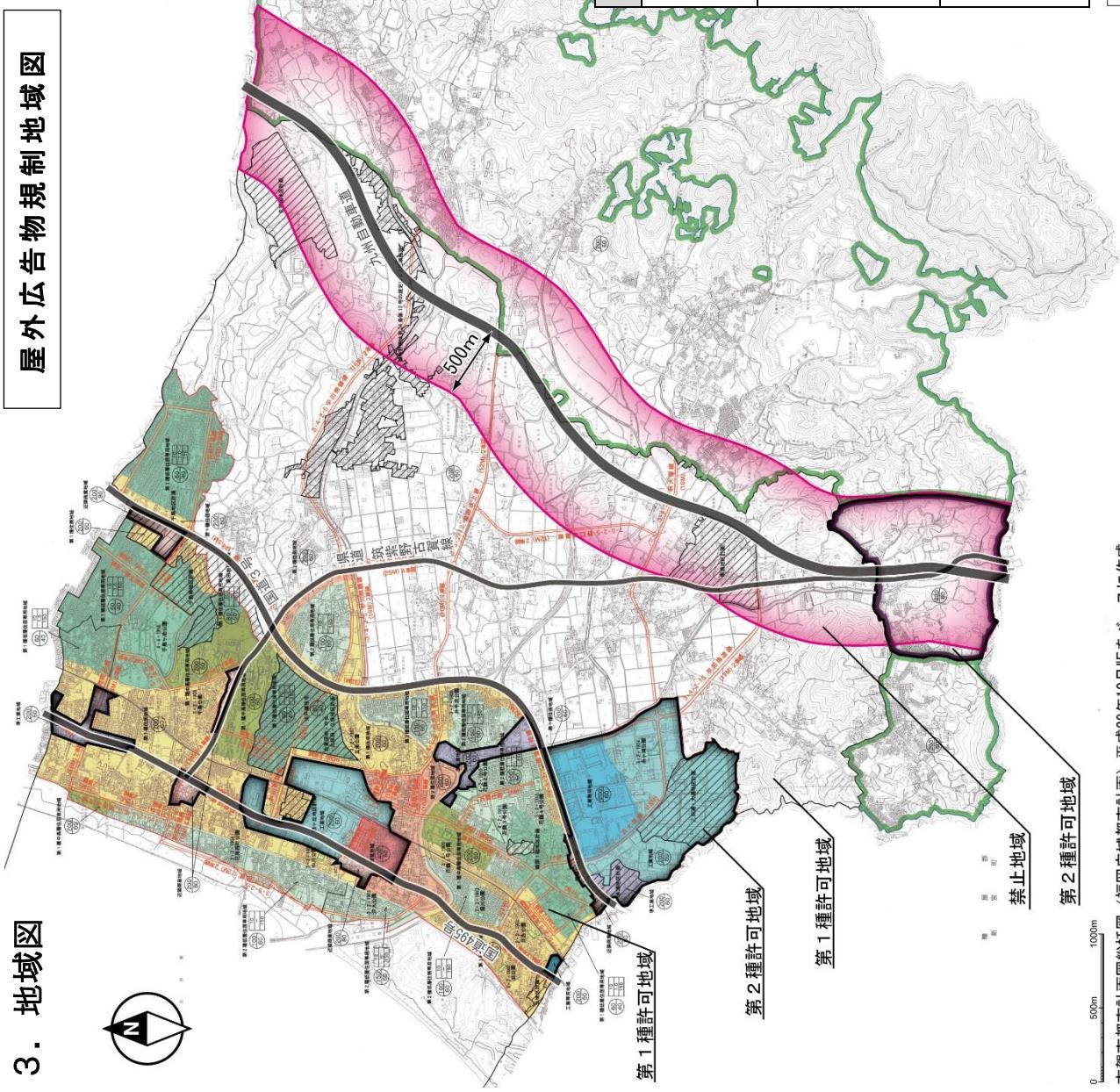
### (2) 許可申請とは

古賀市内で屋外広告物を表示する場合は、市長の許可が必要です。許可期間内に屋外広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き屋外広告物を表示する場合も、市長の許可が必要です。

なお、一定の条件を除き、規定の適用除外となる場合があります。

### 3. 地域図

**屋外広告物規制地域図**



凡 例	
都市計画区域界	都市計画区域界
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域及び市街化調整区域
第1種低層住居専用地域	準防火地域
第2種低層住居専用地域	地区計画等区域
第1種中高層住居専用地域	上段 容積率 下段 壁面後退距離 最高敷地面積
第2種住居地域	中段 壁面後退距離 最低敷地面積
近隣商業地域	上段 高さ制限 壁面後退距離 建築物の高さの制限 外壁の後退距離 建築物の敷地面積の最低限度
商業地域	中段 壁面後退距離 最低敷地面積
準工業地域	下段 壁面後退距離 建築物の高さの制限 外壁の後退距離 建築物の敷地面積の最低限度
工業専用地域	準都市計画区域 田園居住地区 特定用途制限地域 筑紫野古賀線沿線地区

地域	主な用途地域等
禁止地域	○九州縦貫自動車道から展望することができる地域で、その本線車道の路端から外側500m未満の地域
第1種許可地域	○市街化調整区域 ○第1種低層住居専用地域 ○第2種低層住居専用地域 ○第1種住居地域 ○第2種住居地域 ○特定用途制限地域（田園居住地区）
第2種許可地域	○近隣商業地域 ○商業地域 ○準工業地域 ○工業地域 ○特定用途制限地域（筑紫野古賀線沿線地区）

■：九州自動車道、国道3号、国道495号、県道 筑紫野古賀線

古賀市都市計画図総括図（福岡市域都市計画）平成29年10月版をベースに作成

## 4. 許可基準等

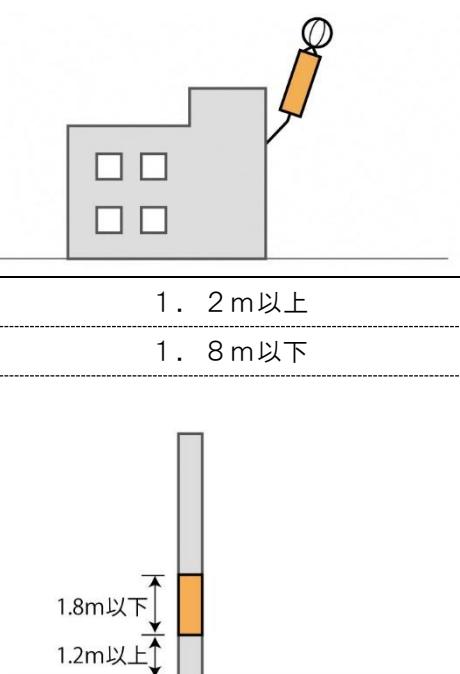
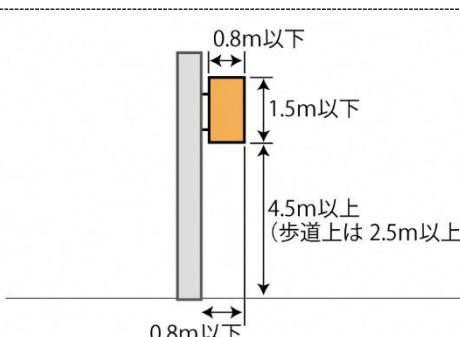
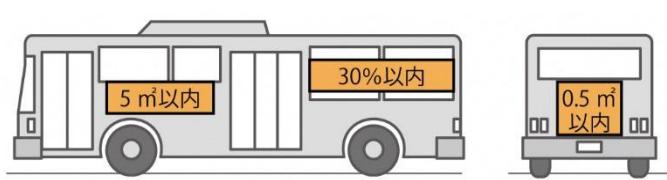
### (1) 屋外広告物の定義

種類	内容
①独立広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植された工作物に取り付けられ、広告内容を表示するもの。
②屋上広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。
③壁面広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面やブロック塀等の工作物の壁面を利用して取り付けられ、若しくは建築物の壁面やブロック塀等の工作物の壁面に直接塗付し、広告内容を表示するもの。
④突出広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突出した工作物に取り付けられ、広告内容を表示するもの。
⑤はり紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物に貼り付けて、広告内容を表示するポスター、ビラ等。
⑥はり札	紙、木、合成樹脂又は、金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物に取り付けられ、広告内容を表示するもの。
⑦立看板	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は建築物その他の工作物に立て掛けられ、広告内容を表示するもの。
⑧広告旗	布等を使用して作成されたものであって、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で建築物その他の工作物を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。
⑨広告幕	布等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。
⑩アドバルーン	綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱又は気球を利用したものであって、広告内容を表示するもの。
⑪電柱、街灯その他これらに類するものを利用するもの	電柱、街灯その他これらに類するものを利用して直接塗付、巻付け及び突出し、広告内容を表示するもの。
⑫自動車の外面を利用するもの	バス等の車体を利用して広告内容を表示するもの。

## (2) 地域別の許可基準

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
①独立広告	高さ	10m以下	15m以下
	面積	30m <sup>2</sup> 以内（1面あたり）	50m <sup>2</sup> 以内（1面あたり）
	相互間距離	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは5メートル以上	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは1メートル以上
②屋上広告	高さ	建築物の高さの2/3以下 建築物の高さを含め50m以下	
	イメージ		
③壁面広告	面積	1/3以内（1壁面あたり）	3/5以内（1壁面あたり）
	イメージ		
④突出広告	面積	20m <sup>2</sup> 以内（1面あたり）	
	道路に突出する場合	道路境界から1m以内、かつ、設置高は 道路上4.5m以上、歩道上2.5m以上	
	イメージ		

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
⑤はり紙 ⑥はり札	面積	1 m <sup>2</sup> 以内（1枚あたり）	
	イメージ		
⑦立看板	縦	2 m以下	
	横	1 m以下	
	脚の長さ	0.3 m以下	
⑧広告旗	イメージ		
		※道路等、公共用地に設置しないこと ※転倒しないように安全対策を行うこと	
⑨広告幕	面積	独立広告に設置しているものは独立広告の基準に含む 壁面広告のように設置しているものは壁面広告の基準に含む	
	イメージ		
		独立広告に設置	壁面広告のように設置

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域
(10)アドバルーン		※風圧に耐えるように係留すること	
(11)電柱、街灯その他これらに類するものを利用するもの	直接塗付、巻付けるもの	設置高 縦	1. 2 m以上 1. 8 m以下
		イメージ	
	突出するもの	設置高 出幅 縦 横	道路上 4. 5 m以上 歩道上 2. 5 m以上 0. 8 m以下 1. 5 m以下 0. 8 m以下
		イメージ	
		面積	定期路線バス 1台につき 側面毎に 5 m <sup>2</sup> 以内、後面 0. 5 m <sup>2</sup> 以内、 窓面利用の場合、側面及び後面毎に窓面面積の 30 %以内
	イメージ		

## 5. 禁止地域

### (1) 屋外広告物を表示してはならない地域又は場所

- ①文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の敷地及びその周辺の地域のうち規則で定める地域
- ②文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域又は場所及びその周辺の地域のうち規則で定める地域
- ③森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域のうち規則で定める地域
- ④九州縦貫自動車道から展望することができる地域で、その本線車道の路端から外側500m未満の地域
- ⑤古墳及び墓地

## 6. 禁止物件

### (1) 屋外広告物を表示してはならない物件

- ①橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、分離帯及び高架構造物
- ②街路樹及び路傍樹
- ③信号機、道路標識、道路の防護柵、駒止、里程標、カーブミラー、パーキング・メーター、道路情報管理施設その他これらに類するもの
- ④銅像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑤消火栓、火災報知機及び防火水槽
- ⑥公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト
- ⑦送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧煙突及びガスタンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- ⑨電柱、街灯その他これらに類するもの

## 7. 禁止屋外広告物等

### (1) 表示してはならない屋外広告物

- ①著しく汚損し、退色し、又は塗料等がはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

## 8. 適用除外

### (1) 許可を受けることなく、許可地域、禁止地域、禁止物件に表示できる屋外広告物

- ①道路法、道路交通法、建設業法、消防法等、法令の規定によるもの
- ②公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板等
- ③国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの  
簡易な広告物以外は市長との事前協議により同意が得られたものに限る
- ④寄贈者名等を公益上必要な施設又は物件に表示するもの  
表示面積の合計が0.5m<sup>2</sup>以内かつ、広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面面積の1/20以内

### (2) 許可を受けることなく、許可地域、禁止地域に表示できる屋外広告物

- ①自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件（以下「自家用広告物等」という。）の表示面積の合計が禁止地域にあっては5m<sup>2</sup>以内、許可地域にあっては15m<sup>2</sup>以内のもの
- ②自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの  
表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内
- ③工事現場の塀などに工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
- ④冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など一時的に表示するもの
- ⑤講演会、展覧会、音楽会等の会場の敷地内に表示するもの
- ⑥自動車に表示するもので、所有者の名称、自己の事業等又は営利を目的としない宣伝、行事等を表示するもの  
表示面積の合計が10m<sup>2</sup>以内
- ⑦拠点が古賀市以外にある定期路線バス等、拠点地の条例に従って表示するもの
- ⑧人、動物、車両（自動車は除く）に表示するもの
- ⑨生命、身体、財産に対する危険を知らせることを目的とするもので、営利を目的としないもの  
表示面積の合計が1m<sup>2</sup>以内

### (3) 許可を受け、禁止地域に表示できる屋外広告物

- ①自家用広告物等の表示面積の合計が15m<sup>2</sup>以内のもの
- ②道標、案内板等公衆の利便に供することを目的としたもので、表示面積が10m<sup>2</sup>以内のもの

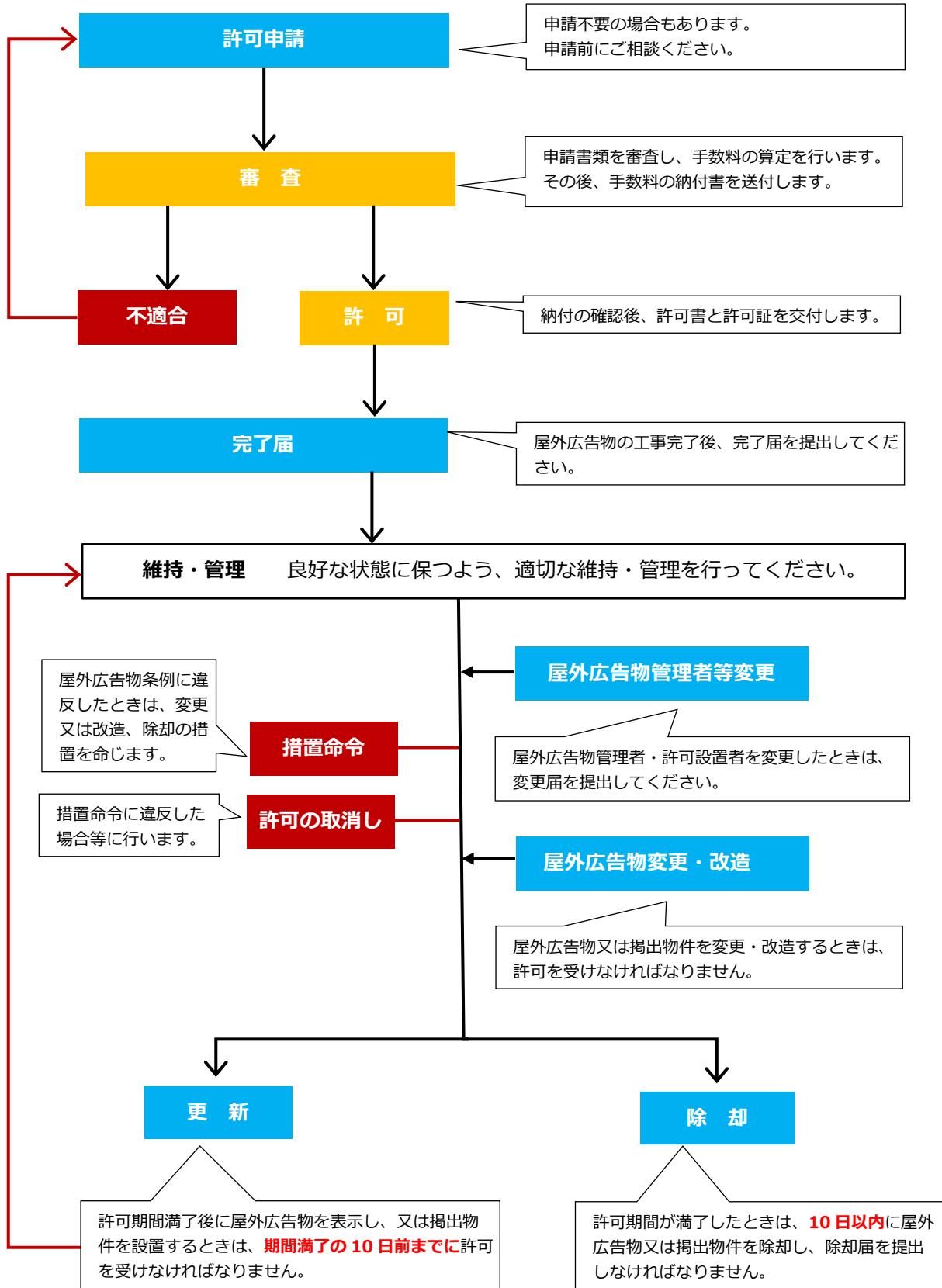
### (4) 許可を受けることなく、禁止物件に表示できる屋外広告物

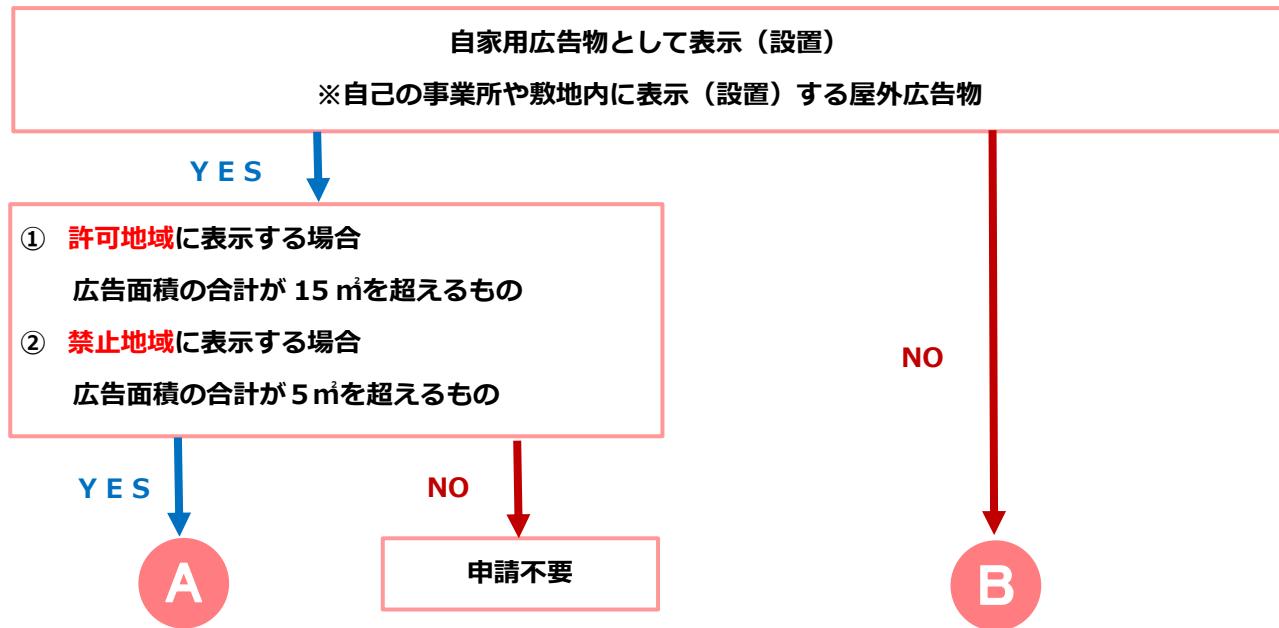
- ①送電塔、貯水タンク等に表示する自家用広告物等の表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの
- ②その他禁止物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が5m<sup>2</sup>以内のもの

### (5) 許可を受けることなく、許可地域に表示できる屋外広告物

- ①政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するはり紙、はり札、立看板  
表示期間1か月以内

## 9. 許可申請の手続き



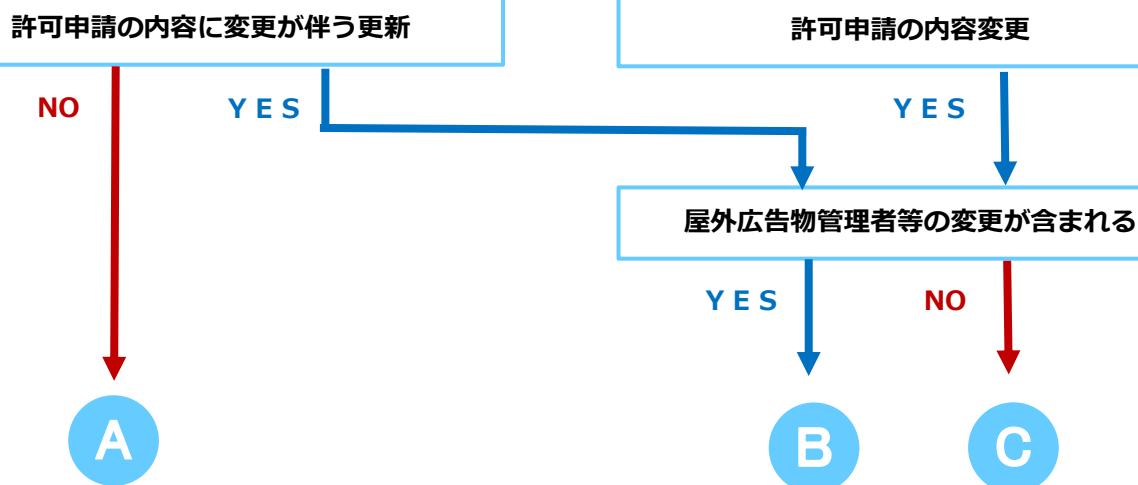


## ■提出書類一覧

提出書類	A	B	備考
屋外広告物許可申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	【様式第1号】 (表示期間は3年を超えることができません)
位置図・配置図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の状況を知り得るもの
写真	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の状況を知り得るもの (申請前3月以内に撮影したものに限ります)
意匠図・仕様書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、意匠、色彩、材料、構造等を知り得るもの (照明等の付帯物を含みます)
承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	【様式第2号】 他人が管理し、又は所有する土地などに屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき (許可又は承諾を証する書面又はその写しでも可)
はり紙、はり札の現物又は見本	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	はり紙、はり札の許可申請の場合は必要となります

## 屋外広告物許可申請書提出書類確認

更新・変更



### ■提出書類一覧

提出書類	A	B	C	備考
屋外広告物許可申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	【様式第1号】 (表示期間は3年を超えることができません)
位置図・配置図	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の状況を知り得るもの
写真	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置している（する）場所の状況を知り得るもの (申請前3月以内に撮影したものに限ります)
意匠図・仕様書	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	屋外広告物又は掲出物件の形状、寸法、意匠、色彩、材料、構造等を知り得るもの (照明等の付帯物を含みます)
承諾書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	【様式第2号】 他人が管理し、又は所有する土地などに屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置するとき (許可又は承諾を証する書面又はその写しでも可)
はり紙、はり札の現物又は見本	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	はり紙、はり札の許可申請の場合は必要となります
屋外広告物点検報告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	【様式第5号】 許可申請の内容変更のみの場合は必要ありません
屋外広告物管理者等変更届	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	【様式第7号】 屋外広告物管理者を新たに置いたとき、許可設置者及び屋外広告物管理者に変更があった場合は必要となります

## 10. 経過措置

古賀市屋外広告物条例の施行は、令和2年1月1日です。条例施行前に、福岡県屋外広告物条例により許可を受けている屋外広告物については、市の条例施行後10年間は変更や改造を行わない限り、これまでの県条例の基準を引き続き適用することができます。

以下の表にてご確認ください。

屋外広告物の表示時期	施行前	施行	施行後10年間	以降～
<b>市条例施行前に許可を受けた屋外広告物を変更改造しない場合</b>	表示	県条例適用	古賀市屋外広告物条例施行（令和2年1月1日） 県条例適用	古賀市条例適用
<b>市条例施行前に許可を受けた屋外広告物を変更改造する場合</b>	表示	県条例適用	県条例適用 変更改造	古賀市条例適用
<b>市条例施行後に屋外広告物を表示する場合</b>		表示	古賀市条例適用	古賀市条例適用



古賀市 建設産業部 都市計画課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL : 092-942-1119

E-mail : [kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp](mailto:kaihatsu@city.koga.fukuoka.jp)